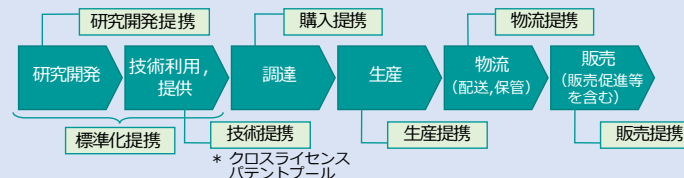


検討の背景

- 我が国は、近年、大きな社会経済環境の変化（デジタルエコノミーやIoT化の進展、人口・労働力減少、市場縮小等）に直面
⇒ 事業効率化・イノベーションのため「**業務提携**」が広く活用され、**事業上重要な役割に**
- 業務提携に関する独占禁止法上の考え方は、各種ガイドラインや個別の相談事例の評価の中で**業務提携の局面や論点ごとに散在**
⇒ 検討会において**業務提携に関する独占禁止法上の考え方を体系的に整理**

✓ 事業効率化等のための同業者間等を中心とした提携が一層推進



✓ 近年、新たな事業の創出等のため、業種や業界の垣根を越えた提携も

業務提携に関する独占禁止法上の考え方（総論）

業務提携と企業結合の類似性

業務提携は、企業結合（合併）ほどではないものの、**一定程度、事業者同士の事業活動が一体化**

企業結合とは異なる業務提携特有の性質

提携当事者間に引き続き**独立して行動する余地が残されている**

⇒ 以下の点を評価する必要

- ① 提携当事者間の**事業活動の一体化がどの程度進んでいるか**
 - ・ 重要な競争手段に係る意思決定の一体化の程度
 - ・ 協調的な行動を助長する可能性
- ② 各提携当事者の**事業活動を一方的又は相互に制約する付随的な取決め**

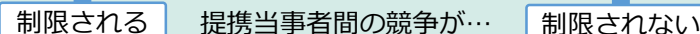
【**業務提携に関する競争への影響評価枠組み**】企業結合ガイドラインの考え方を踏まえつつ、**業務提携特有の性質も取り入れて整理**

⇒ 業務提携は、**多くの場合競争促進的な効果が期待される一方、その態様によっては競争制限的な効果を持つ場合**もあり得るため、当該枠組みにより競争への影響を個別具体的に評価

【「水平的な業務提携」による競争への影響評価枠組み】

ア 提携当事者間の関係に与える影響の評価

提携当事者の事業活動が一体化される観点から、提携当事者間の競争がどの程度制限されるかを評価



イ 市場全体に与える影響の評価

- (ア) 提携当事者間の競争が失われ一体化して行動することによる市場への影響の可能性
- (イ) 提携当事者以外の競争者との協調的な行動の可能性

さらに

ウ 業務提携実施に伴って各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に制約・拘束する取決めの評価（例えば以下の行為は問題）

- 一方当事者が他方当事者に対し不当に不利益な条件を課す等の行為
- 一方当事者が他方当事者の事業活動を不当に拘束する行為
- 提携当事者間で商品の販売価格等を取り決める行為
- 提携当事者が提携当事者以外の者を排除する行為

競争への影響評価における判断要素に係る論点

競争への影響が生じるメカニズムを整理

情報交換・共有

市場の透明性が高まり、互いの行動を予測しやすくなることで、**協調的な行動が助長されやすくなる**

コスト構造の共通化

- コスト情報の共有により、**協調的な行動が助長されやすくなる**
- コスト削減という**重要な競争手段に係る意思決定が一体化する**

イノベーションに与える影響

共同研究開発は、研究開発活動を活発で効率的なものとする一方、イノベーションを阻害する場合も（→ 研究開発意欲の減殺は、独占禁止法上問題となり得る）

⇒ 他方、研究開発活動自体ではなく、その成果である**将来の技術や製品の市場**で評価するとの法解釈。イノベーション阻害で悪影響を受ける将来の技術や製品を…

- **具体的に予見できる場合**
将来の技術や製品（パイプライン製品）の市場における競争が制限されると評価可能
- **具体的に予見できるとまではいえない場合であっても**
イノベーション活性化の重要性に鑑みれば、**独占禁止法上問題にすべき**（ただし、上記従来の解釈との整理が必要）

「業務提携に関する検討会」報告書（概要）②

業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方

問題の所在

- 近年、データの共同収集・利活用を目的又は事業活動の基盤とする**業種横断的データ連携型業務提携が活発化**（業種や業界の垣根を越えた**社会課題解決型ビジネス**〔例:スマートシティ, MaaS〕, 多様なデータを共同収集・利活用する**データ駆動型ビジネス**〔例:共通ポイントサービス〕)
 - センサー技術やAI関連技術の向上等により、非構造データを大量・迅速に収集・解析することが可能になり、**データの事業上の重要性が上昇**
- ⇒ 一方で、**データの不当な収集や囲い込みにおける独占禁止法上の問題が懸念**

業種横断的データ連携型業務提携が独占禁止法上問題となり得る状況

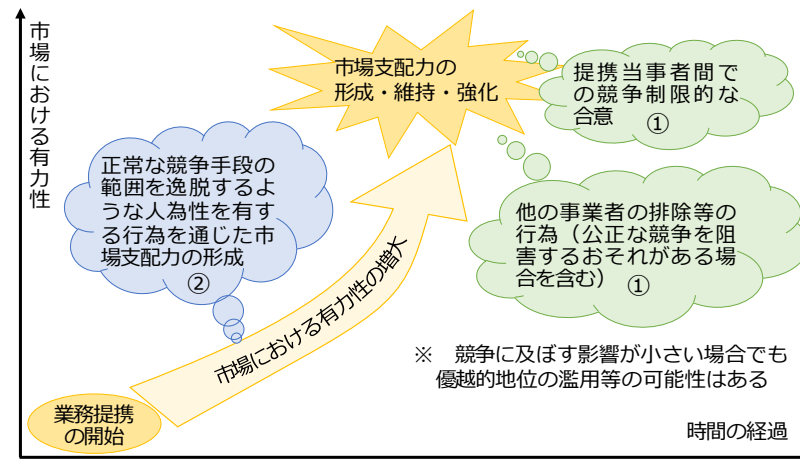
① **提携当事者が市場支配力を有している場合**において、その力を用いて他の事業者の**事業活動の排除**や提携当事者間で**競争制限的な合意**を行う場合

② データ駆動型ビジネスでは、ネットワーク効果等により**独占化・寡占化しやすい傾向**

⇒ **データを収集・集積する過程**において、「**正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性**」を有する行為*を通じて、ネットワーク効果等の発生や仕組みを不当に操作・増幅することにより、**市場支配力を形成**する場合

*1 不当な手法（例:不当な抱き合わせ、顧客のリテラシー等の限界の悪用によるデータ収集）により、**ネットワーク効果等を人為的・作為的に増幅**させる行為

*2 不当な手法（例:シングルホーミングの不当な義務付け）により、**顧客や提携当事者をロックイン**し、データ収集源を自らに一極化する行為



業種横断的データ連携型業務提携に関する独占禁止法上の考え方

3段階の事業活動に沿って、それぞれ独占禁止法上問題となる行為を整理

① データ連携に向けた標準化活動（データフォーマットやデータ共有・解析に要する技術・設備等を統一・規格化する活動）

- 標準化の**範囲の不当な拡張**
- 技術提案等の**不当な排除**
- 標準化活動への**参加制限** など

② データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動（データを共有・共同収集し、集積されたデータを解析し、新たなデータを創出する活動）

- **必要な範囲を超えた**データ集積・解析・新データ創出の**共同化**
- **正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為**を伴うデータ収集を通じた**市場支配力の形成**
- データ集積・解析・新データ創出活動への**参加制限**
- 共有等データの**一方的帰属・利用に係る制約** など

③ 創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動（創出されたデータを利用して、新たな技術や商品・サービスを開発・提供する活動）

- 創出データへの共同又は単独の**アクセス拒絶**
- 創出データの**一方的帰属・利用に係る制約** など

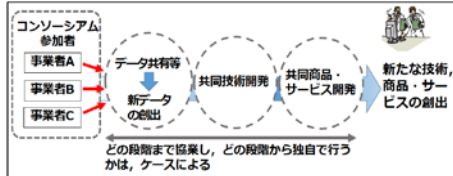
「業務提携に関する検討会」報告書（概要）③

業種横断的データ連携型業務提携の具体的な形態における主要な論点

近時広く活用されている主な形態を4つ例示し、各形態において特に生じやすいと考えられる問題を整理

データ共有等により新商品・サービス等を創出しようとするもの

【概要】業種や業界の垣根を越えた複数の事業者が、コンソーシアムの組成等により、保有するデータの共有等を通じてデータを集積・解析し、創出されたデータを活用



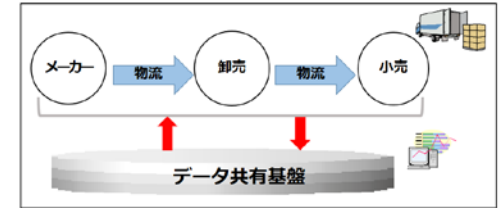
【該当例】スマートシティ、MaaS等の社会課題解決型ビジネス、自動走行システム開発等のための異業種間連携

【独占禁止法上問題となり得る行為例】

- **必要な範囲を超えたデータ共有等の共同化**
- 創出データへの共同又は単独の**アクセス拒絶**（←コンソーシアム間競争の結果、デファクト化する傾向が強い。）
⇒ 新技術のライセンス拒絶、新サービス等への接続拒絶の問題も
- 創出データの利活用における**共同行為**
- 共有等データや創出データの**一方的帰属・利用に係る制約**

サプライチェーン間でのデータ共有により効率化を図ろうとするもの

【概要】サプライチェーンに属する事業者間で、取引に係る各種情報をリアルタイムに共有し、サプライチェーン内での事業効率化等を推進



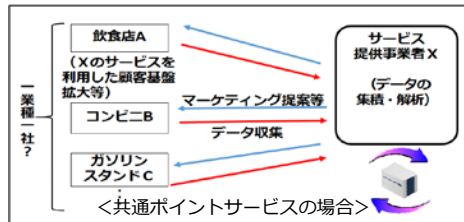
【該当例】特に物流分野における取組が顕著（データ共有による効率性向上、トレーサビリティ、食品ロス対策等に貢献）

【独占禁止法上問題となり得る行為例】

- 当該業務提携への**参加制限**（又はデータ共有基盤への接続拒絶）
- データ共有を通じた**共同行為**（←各取引段階に競争事業者がいるため、数量、取引先等の競争上重要な情報の共有が協調的行動を助長するリスクが高い。）
- 共有データの**一方的帰属・利用に係る制約**

データを積極的に収集して得た創出データによりサービス等を創出・改善しようとするもの

【概要】特定の提携当事者（サービス等提供者）が、他の提携当事者（サービス等利用者）の事業活動で生じるデータを積極的に収集・集積・解析し、新たなデータを創出。当該創出データを利用して、サービス等の改善や新サービス等の提供



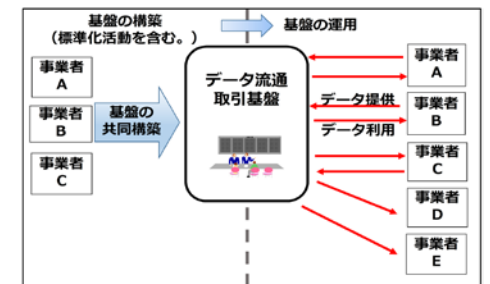
【該当例】共通ポイントサービス、産業機械メーカーによる保守管理サービス

【独占禁止法上問題となり得る行為例】

- **必要な範囲を超えたデータ収集の共同化**
- **正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為**を伴うデータ収集を通じた**市場支配力の形成**（例：顧客の認知・行動上のバイアス等を悪用した顧客行動履歴データの収集、不当なレバレッジ効果の活用、シングルホーミングの不当義務付け）
- 上記手法を通じた**競合サービス等運営事業者の排除**
- 創出データへの単独の**アクセス拒絶**（一業種一社の場合はアクセスの必要性上昇、サービス自体への参加制限の問題も）
- サービス利用者が別途取得・保有するデータ（例：店舗で取得されるPOSデータ）の**提供・開示義務付け**
- 競合サービス等を利用しない又は競合他社にサービス等を提供しないとの**排他的条件で提携実施**（←当事者間で利害が一致し得るため、双務的に排他的関係に至る実態がある。）

データ流通取引基盤を構築し事業者間で必要なデータを取引しようとするもの

【概要】提携当事者がデータの流通取引プラットフォーム（基盤）を共同で構築。当該プラットフォーム上で、提携当事者及び提携当事者以外の者がそれぞれ保有するデータを相互に提供



【該当例】いわゆるデータ取引所の構築・運営

【独占禁止法上問題となり得る行為例】

- 標準化活動への**参加制限**
- **正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為**を伴うデータ収集を通じた**市場支配力の形成**（例：シングルホーミングの不当義務付け）
- 上記手法を通じた**競合プラットフォーム運営事業者の排除**
- 提携当事者とそれ以外の者との間でのプラットフォーム利用上の**非合理的な差別的取扱い**